

○いすみ市職員派遣講座実施要綱

平成27年 1 月22日教育委員会告示第 2 号

いすみ市職員派遣講座実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の学習機会の充実を図り、市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、市民の要望に応じていすみ市職員（以下「職員」という。）を講師として派遣し、市政に関する情報を提供するいすみ市職員派遣講座（以下「派遣講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 派遣講座の受講対象は、原則として市内に在住、在勤又は在学している10人以上の者で構成された団体とする。

(内容等)

第 3 条 派遣講座の講座名、内容及び担当課は、毎年度市長が別に定めるものとし、市の広報紙及びホームページにおいて公表する。

(開催期間等)

第 4 条 派遣講座の開催期間は、年末年始（12月29日から翌年 1 月 3 日までの間をいう。）を除く午前10時から午後 8 時までの間とする。

2 派遣講座は、一の団体につき 1 日当たり 1 講座を限度とし、1 講座当たり 1 時間以内の開催とする。

(開催場所等)

第 5 条 派遣講座の開催場所は、市内に限るものとし、会場の手配は、派遣講座を受講しようとする団体が行うものとする。

(申込み)

第 6 条 派遣講座を受講しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、派遣講座の受講希望日の 1 月前までに、いすみ市職員派遣講座申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(決定等)

第 7 条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに職員派遣の可否を決定し、いすみ市職員派遣講座決定通知書（様式第 2 号）により申込者に通知するものとする。

(開催の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣講座を開催しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 政治的若しくは宗教的な催し又は営利を目的とした催し等を派遣講座と併せて行うおそれがあるとき。
- (3) その他派遣講座の趣旨に反すると認められるとき。

2 講師は、派遣講座の進行を阻害する行為があったときは、開催中であっても当該講座を中止することができる。

(変更の承認)

第9条 申込者は、第7条の規定により派遣講座への職員派遣の決定を受けた後、第6条の規定により提出した申込書の内容に変更が生じたときは、速やかにいすみ市職員派遣講座変更承認申込書（様式第3号）により市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、変更の可否を決定し、速やかにいすみ市職員派遣講座変更承認決定通知書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

(取消しの届出)

第10条 申込者は、第7条又は前条第2項の規定により派遣講座への職員派遣の決定を受けた後、派遣講座の受講を取り消そうとするときは、いすみ市職員派遣講座取消届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(派遣職員)

第11条 派遣講座に派遣する職員は、担当課の職員のうちから担当課の長が選任するものとする。

(費用負担)

第12条 派遣講座の受講料は、無料とする。ただし、次に掲げる費用は、派遣講座を受講する団体の負担とする。

- (1) 施設借上料（備品等の使用料を含む。）
- (2) 原材料等を使用する場合の当該原材料等の購入費
- (3) 使用する資料が有償の場合の当該資料代

(報告)

第13条 派遣講座を受講した団体は、派遣講座修了後、速やかにいすみ市職員派遣講座実施報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、報告書の写しを担当課に送付するものとする。

(庶務)

第14条 派遣講座の実施に関する庶務は、生涯学習課において処理する。ただし、団体との調整は、担当課が行うものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。